

主任研修年度	主任介護支援専門員の有効期間満了日
平成 27(2015)年度	令和 3(2021)年 3 月 21 日(令和 5 年 3 月 31 日まで有効)
平成 28(2016)年度	令和 4(2022)年 3 月 20 日(令和 5 年 3 月 31 日まで有効)
平成 29(2017)年度	令和 5(2023)年 3 月 23 日

1 平成 29 年度以前に主任介護支援専門員研修を修了し、主任介護支援専門員の資格更新を希望する

NO YES

2 介護支援専門員証の有効期間内に、主任介護支援専門員更新研修が修了できる

NO YES

3 主任介護支援専門員の有効期間内、申込期日までに受講要件を満たしている
(実施要項注 1~6 参照のこと)

NO

YES

本来の介護支援専門員として働くことは介護支援専門員証の有効期間内であれば可能です

介護支援専門員証の更新手続きや、更新研修については、介護支援専門員証の有効期間満了日の2年前から案内される「更新研修のご案内」で確認してください。

※介護支援専門員証の有効期間満了日が過ぎている場合は、介護支援専門員として働くことができません。

次年度受講要件を満たせば、令和 4 年度受講することができます

主任介護支援専門員の有効期間満了後、主任介護支援専門員として働くには主任介護支援専門員研修を受ける必要があります

3.対象者:受講要件について

《共通要件》

● 主任介護支援専門員修了証明書の有効期間がおおむね 2 年以内に満了する者
個別要件一次の①~⑥の内、どれか1つを満たす要件に応じた書類提出が必要です

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテータの経験がある者
- ② 地域包括支援センターや当協会などの職能団体が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
- ③ 日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会において、演題発表等の経験がある者
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーである者
- ⑤ 介護支援専門員実務研修の「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」で実習指導者として実習生を指導したことがある者
- ⑥ 主任介護支援専門員の業務に必要な知識と経験を十分に有する者であり、市町村の推薦を受けて都道府県が適当と認める者

証明書類を添えて、主任介護支援専門員更新研修をお申込み下さい

研 修 の 修 了

更 新 申 請

証の交付 ※有効期間満了日から 5 年間有効となります